

プロポーザル審査委員会（第1回）会議概要・議事録

◇会議概要

○開催日時：平成23年11月20日 14:00～17:00

○出席者：委員（安達委員、小松委員、篠原委員、仲委員、林委員、田中委員）

事務局（加藤参事監、永松県庁舎建設課長外）

○会議次第

1. あいさつ
2. 委員紹介
3. 委員長、副委員長選出
4. 議 事

（1）県庁舎建設の設計業務について

（報告事項）

基本構想、業務発注区分等

（2）現地視察

（3）委託業者の選定方法等について

（報告事項）

1) プロポーザルの流れ、設計業務概要、参加資格要件

（審議事項）

2) 一次審査、二次審査、失格の要件

3) 公表について

○審議結果等

・委員長、副委員長の選出

委員長：林 一馬 委員

副委員長：安達 守弘 委員

・審議事項は事務局案を了承（次回への持ち越し事項を除く。）。

◇議事録

○あいさつ（田中副知事）

現庁舎は、老朽化、狭隘化、分散化に加えて防災拠点としての機能に問題を抱えており、

この解決に向けて長い年月をかけて検討し、今春、基本構想を作成、県議会より移転建替えの意見書をいただき、知事も着手を表明し、設計に関する予算が議決された。津波の影響が心配されたが、地震・津波・液状化の専門家より意見を受け、津波はシミュレーションも行い、先日、公表し、県議会で審議いただいた。県庁舎の設計は、今回の審査委員会を皮切りに準備を進めたい。実際の設計者の募集は、県議会での審議を踏まえたうえで実施したい。本日は専門的見地から意見をいただきたい。

○委員紹介

事務局：本日欠席の委員がいるが、欠席委員には、事前説明を行い意見を聞いた。本会は、設置要綱第6条第2項により、過半数の委員の出席があり会議は成立。

○委員長、副委員長の選出

事務局：委員の互選により委員長を決定する。

委員：林委員は県のデザイン委員会に長く携わっている。過去の県発注の建築設計のプロポーザルでも委員長をされており適任。

委員一同：同意。

事務局：委員長は、林委員に決定。続いて副委員長を選出いただきたい。

委員長：私は意匠が専門なので、構造の専門である安達委員が適任。

委員一同：同意。

事務局：副委員長は、安達委員に決定。委員長からあいさつを。

委員長：大役を仰せつかった。県庁舎建設は長年の懸案、いまだに反対もある。市民、県民にとって、結果として良いものができ、いい結果となればと思う。

○議事

(1) 県庁舎建設の設計業務について

事務局：基本構想の概要。今回の業務は、全体の基本計画、行政棟と議会棟の基本設計及び実施設計、駐車場棟の基本設計である。全体の基本計画策定後、警察棟の基本設計・実施設計を発注する。駐車場棟は基本設計が完了後、長崎駅新駅舎の進行に合わせて実施設計を発注する予定。

委員：魚市跡地の区域全体の面積は58,000㎡で、その内庁舎敷地の面積は30,000㎡とのことだが、防災緑地の面積は増減があるか。

事務局：防災緑地の面積は変動しない。形状は調整することがある。

(2) 現地視察 魚市跡地を視察

(3) 委託業者の選定方法等について

1) プロポーザルの流れ、設計業務概要、参加資格要件

事務局：公募型プロポーザル方式を実施し、2段階審査とする。一次審査では、参加表明書を審査し、技術提案書の提出要請者を5者程度選定する。二次審査では、技術提案書の審査及びヒアリングにより、最優秀提案者を特定し、併せて次点を選出する。参加資格は、設計JVの要件として、①構成員数は3で最低出資比率は10%以上であること、②代表構成員は出資比率が最大であること、③代表構成員は平成13年1月以降に業務が完了した延べ面積が2万5千㎡以上の庁舎又は事務所の建築設計を元請として行った実績を有すること。④すべての構成員は一級建築士事務所登録と県の入札参加資格を有すること。以上を満たす者とする予定で、県の競争参加資格委員会で今後決定する。

委員長：欠席委員への事前説明の結果報告を。

事務局：参加資格として造園の主任技術者に登録ランドスケープアーキテクト（RLA）の資格登録を義務付けることができないかとの意見があったが、法律による義務付けがないので造園の主任技術者の参加資格に当該資格登録を義務付けることはできない。

委員：代表構成員となる事務所は会社数が限られるのではないか。

事務局：大手設計事務所15社くらいは実績があるようだ。

委員：3者JVの場合、建築家と大手がJVを組む場合でも地元業者は参加できるか。

事務局：WTO対象業務であり、明確に地元要件は書けないが、地元が参加し、経験を積むとともに、設計に長崎らしさを盛り込んでもらいたい。

2) 一次審査、二次審査、失格の要件

事務局：一次審査は、参加表明書において、①事務所の有資格者、②同種・類似業務実績（業務実績の設計理念、今回の設計業務に活かせる業務実績）、③管理技術者、主任技術者の経験、業務実績等、④業務の実施方針（尾上地区全体の整備に関する考え方、基本構想の具体化方策、組織体制・作業スケジュール）の提出を受け、審査する。

二次審査は、技術提案書において、技術提案を受ける特定テーマとして、①基本構想に掲げる基本理念を実現するための考え方、②構造、設備計画の考え方、③防災拠点整備の考え方、④低炭素社会の実現の考え方、⑤建築物の長寿命化とライフサイクルコストの考え方、⑥オフィス計画の考え方、⑦庁舎デザインの考え方、⑧ランドスケープデザインの考え方、の提案を受け、審査する。審査では、一次審査の結果も加味するとともに、担当予定技術者の人数、手持設計量及び参考見積額も勘案する。ヒアリングの実

施方法は次回（第2回）委員会で説明。

失格の要件として、プロポーザルの審査の公平さに影響がある行為などは、禁止事項とし、失格になることがあるとし、プロポーザル説明書に記載。今回は、委員名を事前公表とするため、公告後、審査委員に本プロポーザルに関して接触を求めることも禁止。その他、公募時にデザインの留意事項、建物の高さの条件等を示す。

委員長：欠席委員への事前説明の結果報告を。

事務局：特定テーマ①、②、⑦の内容について、文言を修正すればどうかとの意見があり、文言を修正した。また、デザインの留意事項について、文言を修正すればどうかとの意見があり、文言を修正した。

委員：一次審査の業務実績の専門的審査では、大手事務所であれば絶対評価の場合は良い評価が集中し、点数の差がつかないのではないか。

事務局：相対評価とする項目や採点方法を第2回委員会で提案する。

委員：主任技術者は5分野のすべてにいないといけないのか。

事務局：各々の分野で配置する必要があるが、JVのその他構成員でも協力会社のメンバーでもよい。

委員：二次審査では、一次審査で選定された5者程度の内、ずば抜けた2者が僅差で競い合う場合、委員会に持ち点を与えて、決める方法もあるのではないか。

委員：賛成。

事務局：やり方の案を考えてみる。

委員：二次審査では、一次審査の結果も加算すれば、大手事務所が有利のため、中堅以下は参加を敬遠するのではないか。

委員：発注者の姿勢としては、堅実なところがよいか、新たな可能性を持つところがよいか、判断が分かれるところだ。

事務局：県の検討委員会では客観評価をある程度入れたいという意見だった。

委員：妥協案として注意書きで特定テーマにウエイトを置いている旨を書けばよいのではないか。

事務局：公告で示す文言を委員長と相談したい。

委員：今回の審査委員は学識のみだが、他のまちづくりなどの事例で市民を入れた委員会もあるが、委員選定の考え方は整理されているか。

委員：設計者を決める段階で審査委員として市民が入る事例は少なく、設計者が決まった後

の段階で市民を取り込み検討するやり方もある。

委員：基本構想をつくる時に、県民を入れて長く検討したのではないか。

事務局：基本構想の策定においては、県民に懇話会委員やアドバイザーになってもらい検討した。アイデア募集、パブリックコメントも実施した。今回のプロポーザルでは基本構想を具体化するために各分野の専門家を委員に選出した。

委員長：一次審査、二次審査、失格の要件は、検討事項を除き、事務局案を了承してよいか。

委員一同：同意

3) 公表について

事務局：公表の方法は、委員会の審査は非公開。二次審査のヒアリング（プレゼンテーションと質疑応答）は一般公開を検討する。審査経過等は、二次審査終了後、公表する予定で、議事録等の公表は、自由闊達な意見交換を阻害することのないものとするを考えている。また、提出された技術提案書と会社名は公表を予定。なお、これらのことに関して欠席委員への事前説明では意見はなかった。

委員：二次審査で非特定になった会社名を公表することは、選ばれなかった会社にとっては辛いのではないか。参加が想定される企業に意見を聞いてみてはどうか。

事務局：他の事例を調べてみて、このままとするかもう少し配慮するのか検討する。

委員長：この内容は、第2回委員会での議論とする。

委員長：以上で審議は終了。